

令和4年6月13日

(2) マイナンバーカード所有者に係る転出証明書情報の事前通知に要する経費

【原官房長】 それでは、引き続き本日2件目の議題に入ります。ここからは、上智大学法学部国際関係法学科教授の楠茂樹先生に御参加いただきます。

楠先生、よろしくお願ひいたします。

【楠先生】 よろしくお願ひいたします。

【原官房長】 それでは2件目、マイナンバーカード所有者に係る転出証明書情報の事前通知に要する経費について、担当部局から資料に沿って説明をお願ひいたします。

【説明者】 総務省自治行政局住民制度課でございます。マイナンバーカード所有者に係る転出証明書情報の事前通知に要する経費につきまして、資料に基づきまして簡単に御説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、住民基本台帳制度の概要に簡単に触れたいと思います。まず目的でございますが、市町村特別区におきまして、住民の居住関係の公証、住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図る。また、住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定めるというものでございます。

その後、第2章におきまして、住民基本台帳に関する規定がございます。2つ目の丸になりますけれども、市町村長が個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成するという事としております。そこに住民票の記載事項ですとか、住民基本台帳を基礎として行う事務、住民基本台帳の一部の閲覧、住民票の写しの交付といったような規定を置いております。

2ページをお願ひいたします。こちらの法律で、第4章に届出という章を設けております。住民の地位の変更に関する届出に関して、規定をいたしております。4種類ございまして、転入届、転居届、転出届、世帯変更届となっております。

本日の事業に関係いたしますのが(1)の転入届、こちらは新たに市町村の区域内に住所を定める場合に行う届出ということでございまして、同一の市町村内で住所を変更する転居とは異なる概念となります。また、転出届は市町村の区域外に住所を移す場合の届出ということになります。

では、3ページをお願いいたします。こちらは、制度改正前の一般的な転入・転出の流れを図示したものでございます。住民基本台帳法24条の規定ということで、転出される方は転出元市町村に転出届を提出する必要があるとございます。この手続は、一般的に転出元市町村への出頭、または郵送で行われます。また、転入時には、原則として転出元市町村で発行される転出証明書、こちらを転入先市町村に提出しなければならないということとされております。

下の絵に書いてございますが、転出元の市町村に1回来庁して転出届を提出した上で、転出証明書を受領すると。転入先で、来庁した上で転出元市町村で発行された転出証明書を提出するという手続となっております。

4ページをお願いいたします。こちらが、オンラインによる転出届、転入予約の実施に係る閣議決定等ということで、令和2年12月の閣議決定におきまして、先ほど申し上げた転出証明書情報を事前に市町村職員が確認すると、このことによりまして、転入手続の事前準備を可能とするなど、住民の方の利便性の向上、また市町村職員の負担軽減の観点から、必要な制度を検討すべしといったようなことが書かれております。

これを受けまして、令和3年の通常国会におきまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律という形で制度改正がなされました。この中で、住民基本台帳法の改正も行ったところでございます。改正内容はまた次のスライドで御説明したいと思います。

その後、12月の閣議決定におきましても、令和4年度、2022年度には全ての地方公共団体において、オンラインによる転出届、転入予約など、転出・転入手続のワンストップ化を実現できるよう、地方公共団体のシステム改修等に対する支援を行うということで、これが今回の事業の根拠となっております。

5ページをお願いいたします。こちらが事業の概要をお示しした資料となります。先ほど来申し上げていますように、転出地で転出証明書を受け取った上で、転入地に転入届とともに提出するということが、住民の方々の来庁負担、また年度末や年度当初に集中いたしますので、窓口の混雑と、こういったところが課題となっております。このため、転出届と転入予約をマイナポータルというデジタル庁が提供しておりますサイト、ここからオンラインで同時にできるようにするとともに、転入地にあらかじめ転出証明書情報を通知することで、住民や自治体の転入手続に要する時間を短縮できるようにしようというものでございます。

スケジュールでございますけれども、住基法の改正は、先ほど申し上げたように昨年の通常国会で成立をいたしております。施行に向けまして、令和4年度の末、やはり引越しが年度末、年度当初といったところが住所の変動が多くございますので、ここに間に合うような形でシステム設計・開発を行った上で、サービスを開始していくということを考えております。

予算でございますが、2つ内容がございます、市町村の住民記録システムの改修に係る補助金の部分、これが77億8,400万円となっております。こちら、補助率10分の10ということで、市町村に対する補助金ということになります。

また、併せまして、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）のシステムの改修がございますので、こちら委託費ということで、2か年度に分かれまして、それぞれ4億5,700万円と4億9,300万円の予算を計上したところでございます。

最後になりますが、6ページ、簡単に触れたいと思います。予算の使い道でございます。まずJ-LISのシステムの委託費でございますが、6ページの赤い点線で囲っているところ、これは転出地と転入地の市町村を結んでいる、CSと書いてありますが、コミュニケーションサーバーというシステムになります。これは、いわゆる住基ネットのシステムの一環でございます、住基ネットを管理運用しているJ-LISにおいて、アプリケーションの改修などの作業が発生するというので、それに伴う経費でございます。

また、その両サイド、右と左に茶色い破線で囲っている部分でございますが、こちらがそれぞれの市町村の住民記録システムでございます。今回の制度改正に対応するように、転出証明書情報を受け取ったりするというののために、それぞれの住民記録システムの改修、これを補助金という形で今回措置をしているということになります。

資料の説明、最後にロジックモデルを簡単に御説明させていただきたいと思います。現状把握や課題設定に関しましては、先ほど申し上げたとおりでございます。インプットといたしまして、予算として補助金と委託費、それぞれ市町村とJ-LISに対するものでございますが、計上いたしております。

そのアクティビティといたしまして、住民記録システム等の改修ということで、転出市町村において、転出届の情報を住民記録システムに取り込むための機能を追加するといったような改修、また、転出証明書情報を転入市町村の住民記録システムに自動連携するための住民基本台帳ネットワークシステムの改修といったことが内容となります。

これに伴うアウトプットといたしまして、今回の住民記録システムの改修を行うための

補助金を活用する地方公共団体数ということで、1,741、これ全ての市区町村の数になります。全ての市町村において実施していただくということを、アウトプットと設定いたしております。そのアウトカムといたしまして、この制度を通じまして、転出届のオンライン提出によって、住民の転出届に係る手続負担が軽減される。また、転出元市町村における事務負担の軽減、また混雑緩和といったようなこと、これが1,741、全ての団体において達成されるということ、アウトカムといたしております。

また、転出証明書情報の事前通知によって、転入市町村における事務の円滑化、これも全ての団体で効果が起こるということ、アウトカムと設定させていただいております。

それで、最後にインパクトでございますが、1つは、マイナンバーカードを用いた行政手続のオンライン化によりまして、行政の効率化で行政サービスの向上が図られるということ。また、オンラインでも安全安心に本人確認が可能となるマイナンバーカードの普及を通じて、デジタル社会の実現が図られるということ、この2つをインパクトというふうに位置づけております。

簡単でございますが、資料の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【原官房長】 ありがとうございます。それでは、続いて、事務局から論点について紹介をお願いいたします。

【牛山会計課長】 事務局でございます。本事業の論点案につきまして、2点挙げさせていただきます。1点目、本事業に係る予算について適切に執行がされているか。2点目、国民の利便性向上などの事業の効果についてどのように見込んでいるのか。

以上でございます。よろしくお申し上げます。

【原官房長】 それでは、議論に入りたいと思います。御発言のある先生方、挙手をお願いいたします。

石堂先生お願いいたします。

【石堂先生】 御説明ありがとうございました。今回のこのマイナンバーカードの事業の資料等を見てふと思ったのですが、マイナンバーカードを持って、今度はデジタルカードなのだという、そこからメリットを感じると思いますが、そういうのは、この事業のようにそのためのシステム改修なりに新たな予算を投入しないと実現しないと、つまり、もし100%マイナンバーカードを国民が持っても、マイナンバーカードを持ちましたという時点では、新しい身分証明証が来たという以外、特段のメリットはないということなのかと、ふと疑問に思いました。今日はマイナンバーカードのそもそも論をやる場で

ないと思うので、今回の事業についてのことでお聞きしたい。

先ほどの論点の中で、今回、80数億投じてシステム改修をするということなのですが、その効果として住民の利便性の向上、そして市町村の職員の仕事の軽減になるということですが、住民の利便性という観点からいくと、1年に何度も何度も転出する人もいないでしょうから、このカードがあつてすごく手続が簡略になって、マイナンバーカードをありがたいと思うことは、あまりないのではないかとというものが1つです。

一方、全国規模で年がら年中いろいろ転出する人がいると考えても、その軽減、国民が一人一人感ずるメリットといたしますか、電車賃、要らなくなったとか、長い時間待つ必要がなくなったから時間の節約とか、それは効果として集計するのは相当難しい話ではないかと。そうすると、数字で恐らく示すことができる効果というのは、市町村の職員の業務がこれだけ軽減できるというものになるのではないかなと。

先ほど言いましたように、80数億投ずるわけですけども、そういった意味で、これを実施すれば、市町村の職員の業務量はこのくらい減ると。ただ、市町村の職員の業務が少しずつ減っても、超過勤務手当がその分減るとか、要員が1人削減できるとかにならなければ、なかなか人件費の削減にもつながらない。トータルこのくらいの業務量の減が見込まれるから、それを言わば単価で割り戻せば、このくらいの効果になるのだというような数字をお持ちなのではないでしょうかということをお聞きしたい。

この政策そのものが、先ほどの資料にもありましたように、閣議決定まで経て行われているとなれば、そこに至る段階で、これこそ効果のあることだという議論は恐らくされていると思うので、どのような数字があるのか、それをお聞きしたい。

**【説明者】** 御質問ありがとうございます。本体の質問に答えさせていただきたいと思えます。確かに住民の方々からすると、実際にマイナンバーカードを持っている、かつ、実際に転入・転出をしないと、今回の事業、直接は効果を感じる機会がなかなかないということはお指摘のとおりだと思います。

ただ、実際にマイナンバーカードを使って、オンラインで転出届を行うことができるということで、その分、窓口に行かなくても済むといったようなことは発生するだろうとは思っています。確かに御指摘のとおり、それを経済的にどう評価するかということは難しいことだとは思いますが、年間の転入届や転出届の件数が約384万件ございます。

なので、この384万件が、これもまたマイナンバーカードの普及率ですとか、マイナンバーカードを持った上で、このオンラインで転出届というものを選択されるかどうかと

ということにもよるわけですが、この384万件の分が、一部か全てか分かりませんが、国民の皆様、住民の方々の時間の短縮につながることは間違いないと思っております。

また、職員の方につきましても、年間384万件ということですので、これは一般的な処理時間としまして、我々もいろんなところに聞いてきましたけども、例えば20分ぐらいというようなことが考えられとなると、384万件を20分で掛け算すると、128万時間ということになります。この128万時間の経済的な効果をどう評価するかは難しいのですが、仮に地方公務員の方々の年間給与の平均でおおまかに計算すると、大体30億円ぐらいといったような数字が出てきます。

ただ、これも今、石堂先生が御指摘のとおり、30億円そのものが直ちに歳出として減るとかいったようなことになるかどうか、これは全て減るのか、全く減らないのかといったようなことが色々ございます。当然ながら、この仕事がなくなったからといって、その職員の方がすぐ減るわけではないと。ただ、経済効果として数値的に評価しようと思うと、そういった数字が1つ出てくるということになります。

また、国民の方々の分も、その384万件にどういう数字を掛けるかというのはいろんな議論があると思っておりますけども、一定の効果が出てくる。いずれにしても、いわゆる現金で出てくるわけではないので、経済効果ということでの評価になろうかとは思っております。

**【石堂先生】** 時間数を掛けていると、市町村の職員の仕事の量からいけば30億ぐらいという話ですけども、このシステム改修というのは、1回やれば未来永劫それが有効になるわけではなくて、いずれその取替えが出てきますから、その取替えまでの間に80億が「回収」という言葉はおかしいのかもしれないけども、システムは5年から7、8年の間に取り替わるでしょうから、もしこの30億の半分ぐらいとすれば、ぎりぎり到達するかどうかぐらいの数字かなという感じがいたします。

ただ、そういうことというのは、これをデジタル化しようという段階でいろいろと御検討されたのですか。何となく、これ非常によろしくない言い方かもしれないけども、「デジタル化が求められている」という命題があって、とにかくデジタル化するのだということで、途中段階で幾らかかろうとも、デジタル化社会が実現すれば、それは効果が出るんだというような形で引っ張っていったいないかなということが、ちょっと心配なのですが。

**【説明者】** ありがとうございます。確かに金銭換算した上で、このプロジェクトの中

で必要な経費を全て何か回収するとかいったような発想がもともとあったかという、必ずしもそういうわけでもないのだろうとは思っております。むしろ、国民の皆さん、住民の皆さんの利便性の向上という観点も重要なのだろうと思っております、そこはどうか経済的に評価するかはございますが、マイナンバーカードを持つことによって、今まで窓口に行かなければいけなかったということが、行かなくて済むと。

あるいは、転入先においても、事前にある程度準備することで、転入の際の時間も節約できる。住民の方の費やす時間といったものも節約できるといったようなことを重く見た上で、こういった施策を推進しているというものと理解をいたしております。

【原官房長】 石堂先生、よろしゅうございますか。

それでは、ほかにどなたか。では、楠先生、お願いいたします。

【楠先生】 どうもありがとうございます。今の質問に関連するのですが、そうしますと、ロジックモデルの中で何を書くのかということが、1つポイントになるかなと思います。効率化とか円滑化という、抽象的な項目で数値を出すということであれば、お金をかけた以上、ほぼ全部が満たされなければ、むしろ負担が大きくなりましたとか出てきてしまったら、それは失敗ということになりますので、当然目標達成できるという前提になっていると思いますが、そうではなくて、先ほどの質問にもありましたけども、具体的にその中でどの程度の効率化とか、経費で出すのは難しいとはいえ、何らかの数値というか、目標を立てて、それがどのくらい満たされたのかということで、自主的に評価しなければ、なかなか政策の評価にはならないので、その辺、難しいとはいえ、何か出さなければいけないのかなとは感じています。

そのときに、例えばアンケートみたいな方法もあるかもしれませんが、具体的にその担当の方にヒアリングするなり、アンケートをとるなりして、数値を出してみるとかということもあるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

【説明者】 ありがとうございます。私どもも、今の状況においてアウトカムの指標を定量的に出すということも大変難しい部分があると。なぜ難しいかといいますと。様々な変数として、例えばマイナンバーカードの普及率ですとか、あるいはマイナンバーカードを持ったところで、それで実際にオンラインで手続を行うかどうかといったようなこと、これはその方々の行動によっても変わってきますので、そういったところは事前に定量的に見ることはなかなか難しいというところはございました。

ただ、それは、今後のこの事業を評価する上で、そういった数字を追いかけるられないか

ということはまた別の意味だと思っております。端的に言いますと、オンラインで転出届を行う方がどれぐらいいるかというのが、これは1つの大きな定量的な指標になるんだろうと思っております。

そういうことをございまして、それは当然ながら、我々としても把握できる数字でございますので、1つは、今後この制度が実際に動いていくタイミングで、オンラインでの申請というものが、先ほど384万件と申し上げましたが、それがマイナンバーカードの普及率などと相まって、どういった形でオンラインの申請が出てくるかと。

仮に、これがマイナンバーカードの割合と比較して、例えばもっと多くてもいいだろうといったような状況の際に、何がネックになるのかといったことを、先ほど先生からも御指摘がありましたような、住民の方、あるいは職員へのヒアリングとか。あるいは、これはマイナポータルというサイトを通して行いますので、そのUI、UX、これも大きな要素となってくると思っておりますので、そういったもの見直しですとか、テストといったようなこと、そういったことも踏まえて、やはり一義的には、制度が始まった以降、オンラインによる転出届の件数といったものをウオッチしていくというのが、我々にとって大事なことなのだろうと理解いたしております。

**【楠先生】**      ありがとうございます。

**【原官房長】**    では、松村先生、お願いいたします。

**【松村先生】**    今の御説明で少し安心しましたが、アウトカムのところで、事務負担の軽減及び混雑緩和となっているにもかかわらず、数としては団体数で出ている。全ての市町村で、それができるようなインフラをちゃんと整備するというのは、まさに事業の目的なので、この数字が出てくるのは自然ではあるのですけれども、仮に1人も使わなかったとすると、軽減効果、混雑緩和効果はゼロだったということになる。だから、インフラが整備されたということと、軽減効果これは直結していない。必要条件ではあるけれども、本当に混雑緩和、事務負担軽減効果があったというためには、やはり今御説明いただいたような、実際に選ぶ人の数が重要になってきます。

実際にこれを使った人の数だけではなく、マイナンバーカードを持っているのにもかかわらず、使わなかった人が大勢出るとすると問題だと思います。こういうことをすれば、利用者にとっても大きなメリットがあるはずだと言っているのだけれども、実際に多くの人が選択しなかったとすれば、それは行政側の思い込みだったことを意味する。

この点については、実際持っている人が一定以上の割合で使って、くれることは、この

事業は直接取り扱うのは難しいかもしれないのだけれども、やはり目標としてはあげなければいけないのではないかと、それでこの事業の意味を測らなければならないのではないかと思いました。

以上です。

**【説明者】** ありがとうございます。御指摘の点、特にこの部分というのは、アウトカムの部分というものがあくまでも必要条件であるということは、それは御指摘のとおりであるというふうに思います。やはり、このインフラといいますか、システムといいますか、それをきちんと整備した上で、それをより多くの方々に活用いただくということが重要であり、そのための施策というものも必要なんだろうとっております。

先ほども触れましたが、やはりマイナンバーカードの普及というもの、これは別の事業になりますけれども、マイナンバーカードをより多くの方々に持っていただくこと、また、この手続の窓口になるマイナポータル、これもまた他の省庁の話になって恐縮ですけども、そのUI、UXといったものもしっかり作り込んでいくと。

また、窓口の負担の軽減という観点もございますので、住民の方々への周知というものも適切に行っていくことも大事なだろうとっております。そういったことも加えまして、実際に整備したシステムが十全に使われるような取組が必要だというふうに理解したところでございます。

**【牛山会計課長】** すみません、御議論の途中でございますが、ちょっと事務局より失礼いたします。今、まさに御議論いただいている中で、一方で、並行いたしまして、またコメントシートの記載のほうもお願いできればと思っております。また、事務局より、15時15分頃を目途に回収させていただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

**【原官房長】** それでは、松村先生、よろしゅうございますか。

それでは、石田先生、いかがでしょうか。

**【石田先生】** ありがとうございます。そもそも論なのですけれども、この転出と転入というのは、いつまで2つ手続しないといけないのでしょうか。本来であれば、1回やれば済むようになってくれるのが国民にとっては一番便利だと思うのですが。そもそも台帳という制度の古くからの日本の慣習、制度の延長線で考えると、まだ2回必要だということなのでしょうけれども、そもそもこれを1回で済むようにしていくという構想はないのか、教えてください。

【説明者】 ありがとうございます。御指摘の点につきましては、そういった御指摘も、以前より議論があるというところでございます。現在の我々の考え方といたしましては、まず1つは、転出・転入、それぞれきちんと確認をした上で転出をする、そこで住所がなくなる。それで、また新しいところに行って、住所ができて、そこで住民として転入届をすることで、住民になる。ということで、それぞれの手続において段取りを踏んでというか、手続を踏んで処理をしていって、確実な住民基本台帳の管理をしていくということがベースになるということになります。

もし仮に1つにまとめるとすると、恐らくは転入の際に、転入届を出して、転出した市町村に対して、この人、こちに転入しましたといったようなことをお知らせするということになるのだらうと、一般的には思われるところでございます。そうなりますと、今度は、どれぐらいの期間か分かりませんが、必ずしも住んでいないところに住民票というか、住民基本台帳に載っているといったようなことが起こり得るということもあります。

それをどの程度許容するのかということと、あとは、そもそもこの住民基本台帳というものが、住民の方に関する全ての住民サービスの基礎となっているということもございます。国民健康保険ですとか、生活保護、介護、教育といったような部分がございますので、そういった手続との関係においても、やはり正確でなければならないのだらうということで、今までこのような形で運用されてきています。

また、住民基本台帳を仮に今言ったような形で、転入の際に転出のほうにフィードバックするといったときに、ほかの今申し上げたような手続が、そういったやり方で正しく運用できるのだらうかといったようなことも、これは他のそれぞれの制度の中の課題としてございますので、そういったことも勘案しまして、現状のところ、今お示したような仕組みとなっているというようなことでございます。

【石田先生】 ちなみに、マイナンバーカードを持ってない方が、郵送で転出届というのはできないのですか。

【説明者】 転出届自体は郵送でも受け付けてございます、どうしても来れないということが一定ありますので。その際には、ただ、転出証明書をどういう形でお渡しするかというのがございますので、現状、基本はマイナンバーカードを持っている方に限っているということにはなっております。あくまで例外的な手続として、郵便による転出届の提出といったものが認められているという状況です。

【石田先生】 根本的な問題としては、そういう行政サービス自体が旧態依然としたと

ころに乗っかっているものを、取りあえず今、2回やらなきゃいけないものを、1回は少し楽にしたいというところなのだと思います。やはり、今の御説明を聞いていても、利用する側は一生に何回も転居するわけではない人が多いので、そのためにマイナンバーカードを使おうとか、便利だというふうに感じるようなことはあまりないのかなと思います。

それよりは1回手続で終わりますよとか、あるいは、総務省さんじゃなくてデジ庁さんの方になるのかもしれないですが、もっと抜本的に、どのように国民の把握をしながら、きちんと行政サービスを漏れなくしていくのかというところの観点から、本来であればやる話なのだろうと思います。

ただ、そうは言っても、法改正も何もない、議論もされていないというところだと、取りあえず今やらなきゃいけないというところで、今回の事業をやっていると思うのです。皆さんは取りあえずじゃなくてやっているのだと思いますが。その中で、EBPMの観点からと先ほどありましたけれども、これが効果を生んでいるのかどうかというのは、どのように把握されているのか、もう一度教えていただいてもいいですか。

**【説明者】** ありがとうございます。まだ始まっていないので、これから把握しなければいけないということになると思いますけども、基本はやはりオンラインによる転出届の件数を1つの指標として、どれぐらいこの仕組み、オンラインによる転出届というのが使われるかといったことをウォッチしていくということになるのだろうと思っております。

**【石田先生】** それだと、恐らくはあまり効果がないという話になると思ってしまいますが、その数よりも、先ほどから議論が出ていたような、このサービスを使ったことによって行政側のほうの手間がどのぐらい減ったのか。人時がありましたけれども、人時の計算も、結局転出者だけでやっておられるので、実際の効果というものを測るためにはもう少し精緻化というか、オンラインでやった方が何件あって、それに対してどのクラスの人がやっているから、人時としては幾らになり、それが各市区町村ではどのぐらい人の手間をかけずに済んだのかということについては、先ほどお話がありましたけども、ぜひ把握していただきたいと思います。

そもそも、5ページのところに書いてあるシステム改修費の補助金というのは77億8,000万、ちょっと事業シートだと補正予算のところが入ってないので、これ全然出てこないのですが、この77億8,400万の中で、60億ですか、こちらの補助されるのは一律なのでしょうか、それとも市区町村によって金額は違うのでしょうか。

**【説明者】** ありがとうございます。金額は市区町村によって異なります。具体的に申

しますと、団体の規模ごとに、事前に見積りを取りまして標準的な額というものを決めまして、その額の範囲内で、それぞれの団体の規模に応じて、申請をいただいて交付決定をしているということでございます。

【石田先生】 ただ、ベンダーさんが市区町村で全部ばらばらだと思うのです。そうすると、標準化した金額というのと、実際にかかる金額というのは差が出るのではないかとと思うのですが、その辺りはどのように見ていらっしゃるのでしょうか。

【説明者】 標準的な額というものを1つの上限額としまして、その上限額の中で申請をいただいているというような状況でございます。

【石田先生】 多分、システムが、そもそも市区町村ばらばらだと思うので、やらなきゃいけないことというのもばらばらだと思うのですが、それが適切になされているかどうか。例えば、入札が競争性の確保されたものなのかとか、あるいは、仕様書自体をそのベンダーさんに作らせてしまうと、やはり予定価格を作るときにも、見積りをその業者さんが作ってしまうと、結果的にそこに近い金額になってしまうと思うのです。

必要なシステム改修、必要なものに限られているのかとか、予算が適切なのかということについては、どこがどのようにモニタリングするのでしょうか。

【説明者】 これは、それぞれ団体から交付申請をいただいて、それに基づいて交付決定を行うということでございます。私ども、この補助要綱の中で具体の対象となる経費ですとか、お示しをしておりますので、そういった、当然補助対象の経費が入っていないかどうかとか、あと金額が高ければといいますか、実際にはこれぐらいかかるのだけどのようなことがあれば、中身は何ですかといったようなことは確認しながら、交付決定の作業をしているというようなことで、それぞれの申請の内容を精査して、対応させていただいているということでございます。

【石田先生】 すみません、その審査というのはJ-L I Sが行うのですか、それとも総務省さんが直接行うのですか。

【説明者】 これは、私どものほうで補助金を執行しておりますので、補助金の執行に関してはJ-L I Sは関係ございませんので、私どものほうで事務を処理しております。

【石田先生】 そうすると、各自治体のほうに配付するものに関しては、J-L I Sはそこに管理費とか、人件費とか何かを使うということはないという理解でよろしいんですね。

【説明者】 この今回の市町村への補助金の執行に関して言いますと、J-L I S側の

コストというものはございません。

【石田先生】 まだやっていないというところが多いかと思うのですが、その支出に関しては、システム周りのところは、その後のメンテナンスとか、1回システムを組むだけではなくて、その後の、次の年からもかかってくるものとかということも含めて、適切な支出になっているのかということについては、きちっと見ていただければと思います。

あと、競争入札も名ばかりではなくて、きちんとなされているのか、そういうこともぜひ見ていただきたいと思います。

【原官房長】 石田先生、ありがとうございます。

それでは、ウェブ参加の西出先生、いかがでしょうか。

【西出先生】 私は今、石田先生が詳しくいろいろと御指摘くださいましたので、特にございません。

以上です。

【原官房長】 ありがとうございます。

では、座長、お願いいたします。

【北大路座長】 地方によって違うと思うのですが、私は今、超過密都市に住んでいて、特に4月前後に窓口へ行くと大変待たされる。用件は何であれ待たされるというのがありますので、このシステムをちゃんと利用してもらうためには、やっぱり何かのインセンティブが必要で、それは御褒美というよりは情報だと思っています。この時期、転出届に来ると、どれ位時間がかかるか、自治体では恐らくデータを持っていると思うのです。

そういうデータを住民の方に提供するというようなことを、各自治体は、特に都市部でやっていただけると、きっとインセンティブになるのではと思います。

【説明者】 ありがとうございます。全く御指摘のとおりだと思います。実際に大きな都市中心に、例えば待ち時間、これぐらいですとか、それを事前にネットなどでお示したりとかといったような取組を進めているところもございます。そういった取組が今後も進みますように、我々としても努力してまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

【原官房長】 北大路先生、ありがとうございます。

それで、まだ取りまとめシートをお書きになっている方もいらっしゃると思いますが、まだ少しお時間がありますので、引き続き、何かございましたら、いかがでしょうか。

では、石堂先生、お願いいたします。

【石堂先生】 先ほど、市町村の規模によって交付する額が違うという話があったのですが、一応の水準を持って、その上限にして申請してもらおう。ただ、特殊事情があれば、それを聞いた上で交付決定すると。

このレビューシートの単価の欄で、交付決定額を市町村で割って単価を出す。これは、一律でない以上、この単価というのはほとんど意味を成さないなと思いながら見ていたのです。交付決定額でやっているとすれば、例えば今、交付決定をしたものの中で一番大きい自治体については、この交付額は77億のうち幾らくらいなのか。極端な事例になると思うのですが、本当に小さい過疎の村もこれをやると思うのです。最小の交付決定額としてはどのくらいなのかというのは示せますか。

【説明者】 ありがとうございます。今お話があったのは、個々の団体のお話か、それとも全体のお話か。

【石堂先生】 個々の。

【説明者】 分かりました。私ども、想定する事業費として、一番大きいカテゴリーで50万人超というカテゴリー、細かいですけれども、こちらで1,176万4,000円といった数字を設定しております。なので、今の個別の団体に対する御質問ということになりますと、1,176万4,000円を交付決定した団体が幾つかございます。

【石堂先生】 その50万というのは住民の数か？

【説明者】 おっしゃるとおりです。

【石堂先生】 50万以上のところは、ほぼ一律、それ以上出さないということですか。

【説明者】 はい、そんな形で運用をさせていただいております。

【石堂先生】 それじゃ、システム改修にこんなお金じゃ全然足りないというところが出てくることはないですか。

【説明者】 今のところ、これで足りないというようなことをお聞きしているわけではございませんので、それはまた個別に、これ足りないよというようなことがあれば、またお話は承りますし、予算の範囲内でどう対応するかというのは、そのとき検討することはあり得ますけれども、現状、今申し上げたとおりでございます。

【石堂先生】 そうすると、聞き方としては逆になりますけれども、50万以上と言うけれども、一番多い住民を抱えているところとしては何人いる事例があるのですか。

【説明者】 人口で言いますと、これは基礎自治体の市区町村ベースでございますので、

横浜市が一番多く、373万か4万ぐらいだと思います。そこが一番多くなると思います。

【石堂先生】 何か随分乱暴な数字の置き方でないかという気がします。システムの改修ということからいくと、必ずしも住民の数に比例してシステムが複雑になっているかという、そういうことがなくて、そんなに不合理ではないということですかね。

【説明者】 実際に、確かに人数が多ければ、その分処理件数が多くなるというところもございますので、ある程度規模によって増減する部分は確かにございます。ただ、それが全てではないので、単純に50万の都市と、300万の都市で6倍になるとか、そういうものではないということで、この金額で、今、例えば横浜市なども交付決定を打っているという状況でございます。

【石堂先生】 自治体も非常に豊かなところと、そうでないところがあると思いますけれども。これ、地方自治体の金が入るということはないのですか。

【説明者】 これは10分の10の補助金でございますので、今回の必要なシステム改修については、この補助金でやっていただくということで考えておりますので、御指摘のとおりだと思います。

【原官房長】 石堂先生、ありがとうございました。

まだ少し時間があります。ほかに何か御意見がある方、お願いいたします。

では、石堂先生、お願いいたします。

【石堂先生】 ちょっと時間があるようですから、4ページの資金の流れのところ、総務省から地方公共団体情報システム機構を通じて、CとDのそれぞれについてエヌ・ティ・ティコミュニケーションズにお金が出ていくということになっていますけども、Aの委託事業者のこのシステム機構のところの4億4,700万というのから、CとDの金額を差し引きますと、1,700万ほどシステム機構そのものが使う分があるということになっていると、その理解でいいわけですよ。

【説明者】 それで結構でございます。

【石堂先生】 これはシステム機構の、言わばこのC、Dに予算を委託するための事務作業等の経費なのだというふうに考えるのですか。

【説明者】 そのような御理解で結構でございます。

【石堂先生】 トータルのパーセンテージでいくと4%くらい、機構が使っているという感じの理解ですね。

【説明者】 それで結構でございます。

【石堂先生】 このシステム機構というのは、言わば官の組織そのものだという理解ですか？法人の種類として見れば、公益財団法人とか、そういうものじゃなくて、地方公共団体が横に連携して1つの組織を持っているということか。

【説明者】 若干複雑になりますが、もともとこの地方公共団体情報システム機構といいますが、地方共同法人と言われるカテゴリーでございまして、例えばほかにも地方公共団体金融機構ですとかいったようなものがございますが、法律に基づいてつくられた地方による共同の団体ということです。

これは、昨年の法律改正で国の関与が強まった部分もございますけれども、基本、地方公共団体による共同の団体というような、法律の位置づけとなっております。

【原官房長】 それでは、取りまとめに少し時間を要しておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

【原官房長】 それでは、取りまとめが完了したようでございますので、取りまとめ座長の北大路先生から、コメントシートについて代表的なものを御紹介いただきました後、票数の分布、評価結果案、取りまとめコメント案の御発表をお願いいたします。

座長、お願いいたします。

【北大路座長】 代表的な御意見を御紹介します。効率性に資するというのであれば、その効率性の中身を明らかにして、それを数値目標として置くべきではないか。同様に、効果を測定するということについては、必要性を指摘された先生が3人おいでになります。例えば、事業効果の把握が困難であっても、オンライン転出届の利用率や、事務負担の軽減などの効果を把握することは、ぜひ必要と考えられる。この仕組みの利用が多くないと、事務負担の軽減効果も大きくないというような御意見です。

それから、アウトカムは妥当なものが使われているが、これだけでは十分とは言えないというロジックモデルに関する御指摘がありました。ロジックモデルについては、より具体化、明確化が必要というコメントもございました。

それから、デジタル化に関する事業については、デジタル化がの途上にある現段階で、コストは幾らかけても、ひとたびデジタル化が完成すれば一挙に全てのコストが回収できるような効果が上がるというような思い込みが背景にあるように思われ、本事業についても80億円を支出するに当たって、その経済効果について検討が十分でなかったように思われるという指摘がありました。

それから、地方公共団体情報システム機構への業務委託に係る一層の効率化については、

一層の検討の余地がある。その妥当性をレビューシートに書く必要があるというご意見もありました。

そして、最後になりますが、本事業にかかる費用が適切に支出されているか、各自治体に対する補助金、適切に支出されているか。各自治体のシステム改修の仕様、予定価格の設定方法、入札方式等について、適切な調達が行われているように注視すべきであるという御指摘がありました。

評価結果の分布でございますが、事業内容の一部改善が5名、現状どおりが1名です。従って、評価結果は、事業内容の一部改善とさせていただきたいと思います。

取りまとめのコメントですが、やはり効果測定が非常に中心的なものになりましたので、このように表現しました。オンライン転出届の利用が多くなければ、事務負担の軽減も期待できない、何らかの方法で効果を把握、分析できるようにすべきである。また、利用促進策も考えるべきである。デジタル化が主たる狙いとならないよう、経済効果の検討が必要である。今のが、効果に関する一連のコメントです。

2点目が、ロジックモデルのさらなる具体化と明確化が必要である。

3番目に、各自治体に対する補助金の調達の中身について、透明性と適正性の検討が必要である。

以上のコメントようにしたいと思っておりますが、先生方、いかがでしょうか。

**【原官房長】** それでは、よろしいですか。先生方、特によろしかったでしょうか。

**【北大路座長】** ありがとうございます。

**【原官房長】** ありがとうございます。それでは、先生方からの御指摘を踏まえて、担当部局から一言お願いいたします。

**【説明者】** 本日は、貴重な御指摘を賜りまして、誠にありがとうございました。本事業の適切な執行、また今後の改善に向けて、本日の御指摘を踏まえまして取り組んでまいりたいと思います。今後とも御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

**【原官房長】** ありがとうございます。それでは、2件目の事業に係る議論については、これで終了したいと存じます。

楠先生は、ここまでの参加となります。楠先生、御出席いただき、ありがとうございました。

3件目の事業につきましては、この後、少し時間がありますが、15時50分からの開

始とさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。